

マイナ保険証を持っている人へ

「資格情報のお知らせ」を交付します

(資格情報通知書)

「資格情報のお知らせ」とは

マイナンバーカード(個人番号カード)の保険証利用の申し込みをした人へ資格情報をお知らせするものです。

- 氏名、被保険者記号・番号などが記載されています。
- 有効期限または国民健康保険の資格を喪失するまで有効です。

「資格情報のお知らせ」だけでは医療を受けることができません

医療機関にかかるときにはマイナ保険証*をご利用ください。

なお、マイナ保険証が利用できない医療機関の窓口では、交付した「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を一緒に提示することで、一定の窓口負担割合で医療を受けることができます。

*保険証利用を申し込んだマイナンバーカードを「マイナ保険証」といいます。

※「資格情報のお知らせ」の代わりに、スマートフォンでマイナポータル(裏面参照)の「健康保険証」の情報の画面を出し、マイナ保険証と一緒に提示しても医療を受けられます。

(イメージ)

資格情報のお知らせ (交付者名) (保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	000000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合(70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、有効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 000000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割(70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です



●この部分を切り取ってカード型の「資格情報のお知らせ」として使用できます

「資格情報のお知らせ」が交付される人

- マイナ保険証を持っている人



「資格情報のお知らせ」を交付するとき

- 新規に資格を取得するとき
- 70歳以上の人で、負担割合が変更になったとき
- 記載される資格情報に変更があったとき



「資格情報のお知らせ」の有効期限について

●70歳未満の方

資格情報のお知らせは有効期限が記載されないため、印西市の国民健康保険の資格を喪失するまでご利用いただけます。今後は記載している資格情報に変更がある場合にのみ送付しますので、大切に保管してください。(紛失・破損等した場合、再発行は可能です。)

●令和8年8月から令和9年7月までに70歳になる方

誕生月の翌月以降の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を誕生月に交付します。
(1日生まれの方は誕生月以降の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を誕生月の前月に交付します。)



●70歳以上の方

有効期限は令和9年7月31日です。有効期限が切れる前に新しい「資格情報のお知らせ」を送付します。

●令和8年8月から令和9年7月までに75歳になる方

有効期限は75歳の誕生日前日までです。有効期限までに後期高齢者医療制度の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が送付されます。





マイナ保険証を利用しましょう

マイナ保険証にはマイナポータル機能をはじめ、これまでの保険証にはなかったさまざまなメリットがあります。まだご利用でない人は、この機会にぜひ、マイナ保険証の利用をはじめましょう。

- マイナンバーカードのICチップには、健康・医療、税・年金情報などの個人情報が入っていません。
また、第三者にマイナンバーを見られても、第三者が個人情報を調べることはできません。

マイナ保険証を利用するメリット

●窓口で限度額を超える支払いが不要になります

医療費が高額になる場合でも、申請なしで医療機関の窓口で限度額を超える高額な医療費の支払いが「申請なし」で不要になります。(保険税を滞納している場合等を除く)



●引っ越しなどによる保険証の切り替えが不要です

就職や転職、引っ越しをしてもマイナ保険証を利用することができます。
※ただし、保険者が変わった場合には異動の届け出が必要です。



●健診や薬のデータなどが医師や薬剤師に共有され、診療に役立ちます

健診や過去に処方された薬などの情報が医師や薬剤師に共有されるので、データに基づく医療が受けられます。



マイナポータルでは、こんなことができます

マイナポータルは、子育てや介護など、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請やご自身の情報の確認などができます。

「わたしの情報」で、次の情報が確認できます

●健康保険証など

保険者名、被保険者証記号番号枝番などの健康保険証の情報、高齢受給者証の情報、限度額適用認定証関連の情報など



▲マイナポータルはこちら

●診療・薬剤

医療機関・薬局などにおける診療や薬・処方・調剤などの情報、ジェネリック医薬品による医療費削減可能額

●医療費通知

医療機関などを受診し、支払った医療費の情報

●健診

職場や健診機関で受診した健診情報

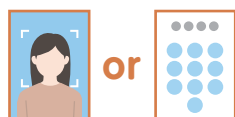
マイナ保険証で医療機関にかかるとき

1 受付



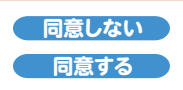
マイナ保険証をカードリーダーに置いてください。

2 本人確認



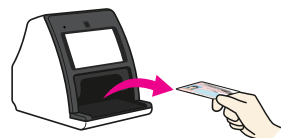
顔認証または暗証番号で本人確認をします。

3 同意の確認



医療機関へ過去の診療情報などについて提供するか確認してください。

4 受付完了



カードリーダーからマイナ保険証をとってください。

ご利用可能な医療機関・薬局などは
厚生労働省ホームページで確認できます▶



マイナ保険証をお持ちの人へ

電子証明書の更新を忘れずに

～有効期限を過ぎるとマイナ保険証として利用できません～

- ◆マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には有効期限があります。
- ◆マイナンバーカードに記載されている有効期限をご確認ください。
(マイナンバーカード自体の有効期限と異なる場合があります。)
- ◆有効期限の記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。

更新



●マイナンバーカードを紛失した場合はコールセンターに連絡して利用停止を!

マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178(紛失については24時間365日受付)